

県 営 体 育 館

第1節 概 要

1 施設の管理と運営

県民全体の体育、スポーツ及びレクリエーションその他、社会教育の振興に寄与するため、体育館、付属合宿所、信夫ヶ丘陸上競技場、同野球場、相撲場及び土湯スケート場の維持管理に当たるとともに、これら施設の効果的な運営につとめた。

(1) 体 育 館

個人、団体をとわず各種スポーツ大会、レクリエーション大会、展示会、興業などの会場として幅広くその利用に供する一方、日頃スポーツに親しむ機会に恵まれない人や、初心者の人のため一般公開による各種スポーツ教室の開催及び午後5時以降夜間の利用に供し勤労青少年の便をはかり、その高度利用につとめた。

(2) 体育館付属合宿所

本施設は体育施設利用者の合宿施設として、昭和42年6月開所以来利用者は年々増加しつつあるが、いっそうその利用度を高めるため、パンフレットを作成し広報につとめるとともに、利用者から食事、設備の状況、衛生面等の全般について、アンケートをとりこれらを参考として施設の整備改善をはかった。

また、食料料については民間企業給与の引上げ、諸物価の上昇に伴い容易でなかったため、昭和44年4月1日より、3食450円であったものを520円に値上げいたし、カロリーの保持につとめた。

(3) 競 技 場 等

県営土湯スケート場を除く県営信夫ヶ丘陸上競技場、同野球場、県営相撲場は昭和27年第7回国民体育大会を本県において開催されるのを機に建設されたものであり、老朽化が甚しく施設の管理上に、また、競技運営にもことを欠く状態にあったので、次項に示すように陸上競技場本部建物の改築をはじめ、各施設の改修を行なった。また、前年度に引続き、失業対策事業による就労者13名～16名の割当を受け整備する一方、第15回県高校体育大会（陸上競技）をはじめ各種大会、各種競技の会場として利用者の便に供した。

2 広 報 活 動

各施設の利用申込状況、スポーツ教室の開催、施設の使用申込手続等についての案内を毎月発行の体育館報に掲載して利用者の便に供している。

また、トレーニングの正しい実施方法を徹底するため「トレーニングの手引」を作成配布している。

第2節 施設の整備

1 体 育 館

照度が低く利用者より不評だった便所、倉庫等の灯具を蛍光灯に取り替え、また大会等多数入場の場合不便をかけていた水飲器を3倍に増設するとともに床の一部を張替え補修した。

2 付 属 合 宿 所

信夫ヶ丘陸上競技場等の遠距離施設利用者の宿泊者のため自転車置場を新設するとともに、外柵を設け部外者の侵入を断ち管理の万全を期した。

3 信夫ヶ丘陸上競技場

昭和27年第7回国体開催時に建設された本部建物は、木造で大会専用に設計されていたため、競技運営等に不便でありかつ老朽化が甚しく、これを全面的に解体し、競技運営を主体に設計、鉄筋コンクリート造2階建延459.5平方メートルの本部建物が昭和45年3月落成した。これに付随して競技用設備、備品等も新設し大会等競技運営の便をはかった。工事内容は次のとおり

本 体 工 事	16,230,000円	大弘建設株式会社
電気照明設備工事	560,000円	有限会社遠藤電気商会
給排水衛生設備工事	2,530,000円	朝日工業株式会社

なお競技規則の改正に伴うハンマー投げ囲並びに円板投げ囲の補修工事も実施した。

4 信夫ヶ丘野球場

野球場スコアボード電気表示機器は昭和37年設備以来補修していないので、漏電が甚しく使用不能状態にあったので電気表示機器を全面的に取りかえた。

5 相 撲 場

昭和44年9月中旬実施の第24回国民体育大会相撲競技東北予選兼第22回東北相撲選手権大会が本県で実施されたため、相撲場本部建物並びに外便所等を補修し、体育館職員と失対人夫の労力で相撲場の本土俵土の取り替え、並びに練習土俵2ヶ所を新設し大会運営に支障ないよう整備した。

6 土湯スケート場

現在のリンクは一週333メートルで、将来400メートルに拡張予定部分を除いて、スケート場周囲土留用杭の補強修理工事を実施するとともに、水路の一部を改修した。

7 設 備 の 充 実

体育用設備器具について、本年度補充したものは次のとおりである。

(1) 体 育 館 用